

苫小牧市国民健康保険税税率等の改正（案）について【概要】

1 改正の目的

平成30年度の国保都道府県単位化により、それまでは市町村単位で行っていた国保の運営を北海道と共同運営することになりました。

この制度改正に伴い、平成30年度以降は北海道が苫小牧市でかかる医療費を全額負担するかわりに、苫小牧市は北海道に対し納付金を納めることとなります。

そのため、今後はこの納付金を納められるように国民健康保険税の税率等を改正する必要があります。

しかし、苫小牧市では平成30年4月の税率改正には分析・検討の時間が取れないこと、市民周知の期間が短くなることから、平成30年度の税率改正は行わず、平成31年度に税率改正を行うこととしていました。

なお、この国民健康保険税率等の改正は、苫小牧市国民健康保険運営協議会に諮問し、税率等の改正をすることが適当であるとの答申をいただきました。

2 改正の内容

苫小牧市国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の3区分で構成されており、各区分それぞれで、その年度の収支の均衡が図れるような税率の設定が必要となります。

今回の税率改正では、これまで収支の均衡が図れていなかった後期高齢者支援金のマイナス分に、医療基礎のプラス分を振り替えることにより各区分の収支均衡を図ります。

なお、介護納付金課税分については収支の均衡が図れる見込みのため、今回税率改正は行いません。

このことにより、現在の税率と同水準の税率となります。

区分	方式	現 行	改 正 後	増 減
基 礎 分	所得割率	8.22%	7.88%	▲0.34%
	均等割額	17,700円	16,700円	▲1,000円
	平等割額	30,000円	29,900円	▲800円
支 援 分	所得割率	2.5%	2.81%	0.31%
	均等割額	7,300円	8,600円	1,300円
	平等割額	5,800円	6,600円	800円

基礎分で減少した分を支援分へ

3 実施日

平成31年4月1日

4 税率等改正による年税額比較等は次ページ以降の資料を参照してください

旧 保 険 税 率

分／方式	所得割	均等割 (人数)	平等割 (世帯)
医療基礎	8.22%	17,700円	30,700円
後期高齢者 支援金	2.50%	7,300円	5,800円
介護納付金	2.23%	6,800円	6,400円

新 保 険 税 率

分／方式	所得割	均等割 (人数)	平等割 (世帯)
医療基礎	7.88%	16,700円	29,900円
後期高齢者 支援金	2.81%	8,600円	6,600円
介護納付金	2.23%	6,800円	6,400円

新・旧税率の比較表

分／方式	所得割	均等割	平等割
医療基礎	▲ 0.34%	▲1,000円	▲ 800円
後期支援	0.31%	1,300円	800円
介護納付金	0%	0円	0円
増減	▲0.03%	300円	0円

税額比較例【年額】

65歳以上 単身 年金収入のみ 【7割軽減に該当】 収入150万円 → 所得30万円			40歳代 夫婦 夫の給与収入のみ 【軽減の該当なし】 収入300万円 → 所得192万円		
旧税率	増減	新税率	旧税率	増減	新税率
18,400	なし	18,400	312,200	+100円 (+0.03%)	312,300

※ 所得は基礎控除(33万円)前の所得金額

- 基本的に現在の保険税率を据置きながら、各区分において収支バランスが改善できるように調整を図った。
- 医療基礎は引き下げとなるが、後期支援は引上げとなる。但し、全体の税率としては、ほぼ変化なし。
- 介護納付金の税率を据置いたことで、半数以上の世帯で増減なし若しくは減額となる。

年間増減額と年間税額の早見表

新税率と旧税率の年間増減額早見表

☆該当する収入と世帯人数で、税額の年間増減額を確認できます。 【単位:円】

年金収入		給与収入	所得	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
65歳以上	65歳未満						
1,530,000	1,030,000	980,000	330,000	0	100	300	400
1,805,000	1,305,000	1,255,000	605,000	0	300	300	600
2,030,000	1,600,000	1,480,000	830,000	100	100	300	400
2,080,000	1,670,000	1,530,000	880,000	100	100	200	400
2,355,000	2,040,000	1,900,000	1,155,000	0	300	200	300
2,530,000	2,273,000	2,156,000	1,330,000	0	200	500	300
2,630,000	2,406,000	2,300,000	1,430,000	▲ 100	200	400	300
2,905,000	2,773,000	2,692,000	1,705,000	▲ 100	200	300	600
3,030,000	2,940,000	2,868,000	1,830,000	▲ 200	100	300	400
3,180,000	3,140,000	3,084,000	1,980,000	▲ 200	100	400	400
3,506,000		3,476,000	2,255,000	▲ 400	▲ 100	200	300
3,606,000		3,584,000	2,330,000	▲ 300	0	300	300
3,873,000		3,836,000	2,530,000	▲ 400	▲ 100	200	500
4,223,000		4,180,000	2,805,000	▲ 400	▲ 100	200	500
4,252,000		4,212,000	2,830,000	▲ 500	▲ 200	100	400
4,547,000		4,524,000	3,080,000	▲ 500	▲ 200	100	400
4,841,000		4,836,000	3,330,000	▲ 600	▲ 300	0	300
4,870,000		4,868,000	3,355,000	▲ 600	▲ 300	0	300
5,194,000		5,212,000	3,630,000	▲ 700	▲ 400	▲ 100	200
5,429,000		5,460,000	3,830,000	▲ 800	▲ 500	▲ 200	100
5,517,000		5,556,000	3,905,000	▲ 700	▲ 400	▲ 100	200
5,841,000		5,900,000	4,180,000	▲ 900	▲ 600	▲ 300	0
6,017,000		6,084,000	4,330,000	▲ 900	▲ 600	▲ 300	0
6,488,000		6,584,000	4,730,000	▲ 1,000	▲ 700	▲ 400	▲ 100
6,605,000		6,700,000	4,830,000	▲ 1,100	▲ 800	▲ 500	▲ 200
6,811,000		6,892,000	5,005,000	▲ 1,100	▲ 800	▲ 500	▲ 200
7,135,000		7,200,000	5,280,000	▲ 1,200	▲ 900	▲ 600	▲ 300

新税率による国保税年間額早見表

【単位:円】

A表【全世帯共通】

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
18,400	26,000	33,700	41,300
60,200	72,900	85,500	98,200
102,800	96,900	109,600	122,200
120,500	102,200	114,900	127,500
149,900	157,800	144,300	156,900
168,700	176,500	196,800	175,700
179,300	204,600	207,400	186,400
208,700	234,000	236,800	257,100
222,100	247,400	250,200	270,400
238,100	263,400	288,700	286,400
267,400	292,700	318,000	315,800
275,600	300,900	326,200	323,900
296,900	322,200	347,500	372,800
326,300	351,600	376,900	402,200
329,000	354,300	379,600	404,900
355,700	381,000	406,300	431,600
382,500	407,800	433,100	458,400
385,100	410,400	435,700	461,000
414,500	439,800	465,100	490,400
435,900	461,200	486,500	511,800
443,900	469,200	494,500	519,800
473,200	498,500	523,800	549,100
489,400	514,700	540,000	565,300
532,100	557,400	582,700	608,000
542,800	568,100	593,400	618,700
561,400	586,700	612,000	637,300
590,800	616,100	641,400	666,700

B表【40～64歳】

世帯に40～64歳が	
1人いる	2人いる
3,900	6,000
12,700	16,100
21,700	21,100
25,400	22,200
31,500	34,300
35,500	38,300
37,700	44,500
43,800	50,600
46,600	53,400
49,900	56,700
56,100	62,900
57,800	64,600
62,200	69,000
68,300	75,100
68,900	75,700
74,500	81,300
80,100	86,900
80,600	87,400
86,700	93,500
91,200	98,000
92,900	99,700
99,000	105,800
102,400	109,200
111,300	118,100
113,500	120,300
117,400	124,200
123,500	130,300

国保税額の計算方法

A表で該当となる収入と世帯人数から税額を確認 ⇒ 40～64歳の方がいる場合は、B表で税額を確認 ⇒ A表とB表の税額を足します。

※増減額並びに税額は、目安の金額となりますので、所得額や世帯条件により、実際の額とは異なります。

※表の税額は、平成30年8月時点の算定税額となりますので、法改正による軽減世帯の拡充などにより変更となる可能性があります。